

覚書

大津町（以下「甲」という。）と九州電設株式会社（以下「乙」という。）は、甲が所有する「広葉樹の森」（熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子地内 の一部において実施）に乙が実施する植林活動において、次のとおり覚書を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（目的）

第1条 「広葉樹の森」における環境保全協定書（以下「協定書」という）第6条の規定に基づき、詳細を定める。

（場所）

第2条 乙は、甲の所有する次の使用貸借物件を借受け植林用地に供するものとする。

所在：熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山 地内 の一部

地籍：5,000m²

（実施期間）

第3条 使用貸借の期間は、平成18年1月19日から平成28年1月18日までとする。

（実施計画書の提出）

第4条 協定書第3条の規定に基づき、乙は活動にあたって実施計画書を作成し、あらかじめ甲に提出し調整を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、活動の実施に要する下草刈代、地拵え代、苗木代、肥料代、傷害保険代等を負担する。

（安全確保等の措置）

第6条 乙は、活動参加者の安全を責任をもって確保するとともに、事故防止等のため次の措置を講ずる。

(1) 実施場所に責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急措置及び事故措置において万全を期する。

(2) 万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等をした場合の補償の責任所在についてあらかじめ活動参加者に対し明示するとともに、活動参加者を傷害保険等に加入させる。

（苗木の所有権等の権利）

第7条 協定書第3条の規定に基づき、乙は植林した次の苗木を甲に寄付し、その所有権及びそれに付随する一切の権利を有しないものとする。

(1) 植栽樹種 クスギ、コナラ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、ケヤキ、シラカシ
(2) 植栽本数 約1,800本

（植林後の維持管理）

第8条 乙は、第2条（植林の場所）において定めた場所の下草刈を苗木植樹後10年間は年1回以上実施する。

なお、下草刈を実施する時期については、甲、乙で事前に協議し決定するものとする。

（覚書の有効期間）

第9条 本覚書の有効期間は平成18年1月19日から平成28年1月18日までとする。ただし、甲、乙協議の上延長できるものとする。

（その他必要と認められる事項）

第10条 この覚書について、疑義の生じた事項又はこの協定に定めない事項については、の都度協議して定めるものとする。

（覚書の所持）

本覚書は2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年1月19日

貸付人（甲） 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地

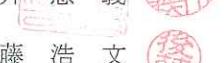
大津町長 家 入 印
大津町長印

借受人（乙） 熊本県熊本市石原町3丁目6番13号

九州電設株式会社



代表取締役社長 穴 井 憲 義



社員代表 後 藤 浩 文



賛同者代表 永 野 廣 勝

